

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る
大牟田市国民健康保険税減免取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大牟田市市税条例（昭和25年条例第33号。以下「条例」という。）第126条の規定に基づき実施する、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税（以下「国保税」という。）の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免の基準)

第2条 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国保税の減免（以下「減免」という。）は、被保険者が属する世帯が次条各号のいずれかに該当する場合に、第7条に規定する減免の対象となる国保税を減免することができる。

(減免の対象となる世帯及び減免額)

第3条 減免の対象となる世帯は、次の各号のいずれかに該当するに至った世帯とし、減免する額は、別表第1から別表第3に定める基準により算定した額とする。ただし、いずれの基準にも該当する場合は、減免額の大きいものを適用する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、世帯主又は世帯主以外の国民健康保険被保険者が主たる生計を維持している場合はその被保険者（以下「主たる生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次に掲げる事由の全てに該当する世帯

ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

(理由を証明する書類)

第4条 減免を申請する場合における条例第126条第3項に規定する理由を証明する書類は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯 医師による死亡診断

書や診断書等

- (2) 世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれる世帯 収入状況（見込）申告書（新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免用）及び収入を証明する書類
- (3) 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業した世帯 廃業等届出書や事業主の証明等
- (4) その他市長が必要と認めるもの

（減免の決定）

第5条 市長は、国保税の減免の可否を決定したときは、納税義務者にその旨を通知するものとする。

（減免の取消し及び変更）

第6条 市長は、偽りその他不正な行為によって減免を受けたものがあるときは、当該減免を取り消し、減免により国保税の支払いを免れた額を徴収することができる。

2 事情の変化により、前条による決定が不相当であると認められるときは、その減免の取消し又は変更をすることができる。

3 市長は、減免の取消し又は変更をしたときは、納税義務者にその旨を通知するものとする。

（減免の対象となる国保税）

第7条 減免の対象となる国保税は、令和元年度分及び令和2年度分の国保税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものとする。なお、資格取得日から14日以内に加入手続が行われなかったため、令和2年1月分以前の国保税の納期が令和2年2月1日以降に設定されている場合については、令和2年2月分以降の保険税とする。

（申請期限）

第8条 減免の申請期限は、令和3年3月31日までとする。

（補則）

第9条 この基準に定めるもののほか、減免に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この基準は、令和2年6月1日から令和3年3月31日まで施行する。

付 則

この基準は、令和2年8月12日から施行する。

別表第1（第3条関係）

対象となる世帯	減免の額
第3条第1号に該当する世帯	全額免除
第3条第2号に該当する世帯	対象国保税額（ $A \times B / C$ ） \times 減額又は免除の割合（d）

別表第2（第3条関係）

対象国保税額 = $A \times B / C$
A：当該世帯の被保険者全員について算定した国保税額
B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額）
C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

別表第3（第3条関係）

世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減額又は免除の割合（d）
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

備考

- 1 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象国保税額の全部を免除することとする。
- 2 条例第127条の2に規定する特例対象被保険者等（以下「非自発的失業者」という。）に該当することにより、現行の非自発的失業者の国保税軽減制度の対象となる者については、まず前年の給与所得を100分の30とみなすことにより当該国保税軽減を行うこととし、今回の措置による給与収入の減少に伴う国保税の減免は行わないこととする。
- 3 非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、国保税の減免を行う必要がある場合には、次のア及びイにより合計所得金額を算定する。
 - ア 【別表第2】のCの合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の国保税軽減制度を適用した後の所得を用いる。
 - イ 【別表第3】の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の国保税軽減制度による軽減前の所得を用いる。